

子ども医療費の通院費助成対象を拡大します

子ども支援課 ☎048(473)1784

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和6年7月から、これまで中学生以下を対象としていた子ども医療費の通院費助成対象を18歳に達する年度末まで拡大します。

受給資格の登録には申請が必要です

対象 平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人

▼4月末に対象者へ通知書や申請書を送付しています。

申請書類 子ども医療費(乳幼児、児童・生徒)受給資格登録申請書、健康保険証のコピー

申請方法 5月31日(金)までに申請書類を郵送または直接、子ども支援課へ

6月から受給資格の審査方法を見直します

市では、より多くの世帯で子ども医療費の受給ができるよう、受給資格の審査方法を見直します。市税等の未納により子ども医療費受給資格をお持ちでない場合でも申請できますので詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◀市ホームページ

令和6年度の所得が上限額未満の場合、児童手当・特例給付の認定請求が必要です

子ども支援課 ☎048(473)1784

児童手当・特例給付(以下「児童手当等」)の所得上限限度額超過により手当が支給されなくなった後、家計の中心者の令和6年度(令和5年中)の所得が上限限度額未満となった場合、手当を受給するには児童手当・特例給付認定請求書の提出が必要となります。

手当額 児童1人につき10,000円または15,000円(特例給付の場合:5,000円)

認定請求が必要な人 次のすべてを満たす人

- ・児童(15歳の誕生日を迎えた後の最初の3月31日まで)を養育している人
- ・現在、児童手当等を受給していない人で、家計の中心者の令和6年度所得が下表②の所得上限限度額未満となった人

提出書類 児童手当・特例給付認定請求書

提出方法 令和6年度市・県民税課税決定通知書などを受け取った日の翌日から15日以内に、提出書類を郵送または直接、子ども支援課へ

▼右記の電子申請フォームからも提出することができます。

▼期限内に提出し認定された場合、令和6年6月分から手当が支給されます。

▼期限後に提出した場合、申請月の翌月から手当が支給されます。



◀市ホームページ



◀電子申請フォーム

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合など)	622万円	833万3千円	858万円	1,071万円
1人 (児童1人の場合など)	660万円	875万6千円	896万円	1,124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	698万円	917万8千円	934万円	1,162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円